

# 大阪・光の饗宴公式ホームページ管理運営等業務委託仕様書

## 1 業務名称

大阪・光の饗宴公式ホームページ管理運営等業務委託

## 2 契約期間

令和8年4月1日～令和8年8月31日

## 3 履行場所

発注者が指定する場所

なお、本業務の拠点となる事務所を受注者が大阪府内に確保すること。

## 4 業務内容

大阪・光の饗宴の公式ホームページの管理運営等を行う。

### (1) サーバー使用にかかる契約

サーバーについては、新設、或いは現状のものを引き継ぐ方法のどちらでも可。

なお、ウェブサイトのデータについては、一部を除き提供することは可能である。また、ドメインについては、発注者が管理している。

### (2) サーバーの保守管理

### (3) サーバー使用料の支払い

### (4) テストサーバーの確保

### (5) ページ等の改修及び更新

ページ改修・更新については、本アップを行う前にテストアップを行い、発注者の確認を受けたうえで本アップを行うこと。

・前年度情報の更新、またそれに付随する作業を行うこと。

・ライブラリー (<https://hikari-kyoen.com/pr/>) について、発注者より指示のある画像、動画及びロゴデータのサンプル画像を変更すること。

・ニュースページ (<https://hikari-kyoen.com/news/>) を更新すること。更新回数については以下のとおりを予定している。

開催情報：5回程度

事業者募集情報：契約期間中の案件数は6件程度。1件あたり、3回程度更新予定。

・その他、各ページについて、発注者より指示があれば適宜更新すること。

### (6) 画像、動画及びロゴデータ利用に伴うシステムの管理

必要なシステム要件は以下のとおり。

・利用者はWebフォームで申請ができること。

・利用者から申請を受け付けた際に、発注者指定メールアドレスへ通知が届くこと。

・画像、動画及びロゴデータはそれぞれクラウドストレージ内に格納し、そのURLを伝えることで利用者自らが任意のデータをダウンロードできること。

・申請内容一覧がリスト化されるとともに、管理者が閲覧及びデータ抽出できること。

現状の申請フォームの必要入力項目及び格納データ（画像データ）は以下URLを参照。

画像・動画・ロゴデータ申請（ライブラリー）

<https://hikari-kyoen.com/pr/>

格納データ URL (画像データ)

<https://drive.google.com/drive/u/0/folders/1gcvRRyeYRKH4-VrwNgQi5dsEhG3nhQi9>

利用者からの申請の管理及び、画像、動画及びロゴデータの提供については発注者で行う。  
システムについては、新設、或いは現状のものを引き継ぐ方法のどちらでも可。

システムに不具合等生じた際には速やかに復旧作業を行い、復旧作業が完了し次第速やかに発注者に連絡すること。

(7) 障害発生時の対応

障害が発生した場合は、検知した時点で発注者に連絡するとともに、速やかに復旧作業を行い、復旧作業が完了次第、本市に連絡すること。

<参考>

(1) 大阪・光の饗宴公式ホームページ：<https://www.hikari-kyoen.com/>

(2) 令和7年度の参考情報

①令和7年度の業務受注者において契約していたサーバーの内容

エックスサーバー

プラン：ビジネス

②データ転送量 (月別)

	令和7年	令和6年
4月	132.51GB	53.97GB
5月	63.87GB	52.69GB
6月	42.34GB	62.13GB
7月	43.96GB	55.02GB
8月	50.24GB	65.45GB

③アクセス数 (期間合計)

	令和7年4～8月	令和6年4～8月
ユーザー数	106,370	22,894
セッション数	138,281	28,547
ページビュー数	214,868	44,692

④特記事項

令和7年度は、4月9日から大阪・光の饗宴 2025 万博特別点灯を実施したことに伴い、一部の月では例年 (令和6年実績参照) に比べて著しくアクセスが増加したが、令和8年度については例年と同程度となる見込みである。

5 提出書類

別紙「提出書類の様式 (経常型用)」に記載の書類を各提出期限までに提出すること。

6 その他

(1) 業務実施にあたり、前年度の業務受注者から円滑な引き継ぎを受けること。

(2) 契約期間終了等により、次期業務受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供すること。

(3) 発注者との打ち合わせ等については、その都度、業務打ち合わせ書 (議事録等) を作成するこ

と。

- (4) 受注者は、委託業務の遂行上、知り得た情報を受注業務遂行の目的以外での使用及び第三者へ提供してはならない。
- (5) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (7) 障害発生時の未然防止に努めること。コンピューター・ウィルス等に感染することのないよう、受注者のコンピューター及びシステム環境について、適正に管理すること。
- (8) 障害発生時には、障害発生箇所を速やかに特定し、障害拡大の防止・除去に最大限努めること。
- (9) ページ更新作業については、至急対応を依頼する場合もあるため、その際はできる限り協力すること。
- (10) 受注者は業務終了後、以下の内容を記載した業務報告書を作成し、発注者へ提出すること。なお、すべて契約期間中における解析内容であること。

公式ホームページへの総アクセス数	セッション数 (ホームページを訪問した人の数 (訪問数・延数))
	平均セッション時間 (1回の訪問の間に滞在した平均時間)
	ユーザー数 (訪問者の総数)
	ページビュー (閲覧されたページの合計数)
	ページ/セッション (1回の訪問で閲覧したページ数)
ユーザーサマリー	ユーザーの増加が著しく変化しているタイミングについては、解析から推測される要因等を記載すること。
ホームページへの国別及び都道府県別セッション数	
ホームページへのデバイス別アクセス数	スマートフォン、パソコン、タブレット
ページ訪問方法	キーワード検索、直接、他サイトURL経由、SNS経由 ※キーワード検索については、キーワードの内容も記載すること。
ホームページへの流入元情報	サイト名、URL
ホームページの基本情報	サーバーの契約内容及びスペック
	各月ごとのデータ転送量

## 公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪・光の饗宴実行委員会)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪・光の饗宴実行委員会)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるもの  
いい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 大阪・光の饗宴公式ホームページ管理運営等業務委託仕様書「4 業務内容」に記載する業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。